

# 随意契約に附する理由書

工 事 名 : 大阪府営豊中新千里東第3期住宅(建て替え)造園工事

本工事は、現在工事中の大阪府営豊中新千里東第3期高層住宅(建て替え)新築工事(以下「新築工事」という。)の施工区域内における造園工事です。

公共工事については、本府の「中小企業者向けの官公需確保のための基本方針」に沿って、原則、分離分割して発注するように努める方針としており、本工事も新築工事の竣工後に別途発注する予定としていました。

ところが、当住宅と並行して建替事業を行っていた豊中市内の地区計画区域内にある府営住宅の完成検査について、豊中市から建築基準法及び「豊中市土地利用の調整に関する条例」の完成検査の同時受検を求められ、新築工事と造園工事の竣工時期が同時期となるように調整を要した事象が生じました。この事例を受け、住宅建築局発注の同市内における地区計画区域内の今後の工事発注案件については、新築工事に造園工事の内容を含める方針としました。

当住宅における完成検査についても、地区計画区域内における工事であることから同様の指導を受け、当初予期し得なかった新築工事の竣工時期にあわせて造園工事を行う必要性が生じました。

しかしながら、施工区域が非常に狭小であること、工事用車両の出入口が一ヶ所しかないこと、敷地西側エリアから南側エリアへと順を追って施工を行わなければならないことなど、新築工事の受注者以外が造園工事を施工した場合、作業ヤードの確保、工事車両の進入及び工程調整等が難しいため、新築工事における契約工期内の完成が困難となります。

このため、本工事においては、下記の新築工事受注者へ発注することにより工期の短縮及び経費の節減が図れるとともに、作業ヤードの確保、工事車両の進入及び工程調整等も円滑化が図れ、竣工時期を新築工事と同時期にすることが可能となります。

以上のことから、住宅建築局競争入札参加資格等審査会部会に諮り了承を得た、新築工事の受注者である大鉄工業株式会社より見積書を徴取することとし、その結果が予算及び予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約を締結するものです。

併せて、見積書を同社より徴取することとし、比較見積書については、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により省略するものとします。

## 記

工 事 名 称 : 大阪府営豊中新千里東第3期高層住宅(建て替え)新築工事

受 注 者 : 大鉄工業株式会社

工 事 期 間 : 令和3年3月25日～令和5年2月17日

請負代金額 : \ 1,445,384,600 -